



今月のテーマ **退職金に係る税務について**

突然ですが、11, 189千円と聞いて何を思い浮かべますか。これは東京都産業労働局のホームページで公表されている[中小企業の賃金・退職金事情](#)という調査に示された、大学卒の人物が定年退職時に受け取る退職金の平均額です。終身雇用が普通だった時代は終わり、経営者は従業員や役員の退職という場面に出会う機会が増えているのではないのでしょうか。今回は退職に関する実務についてご紹介いたします。

1. 会社側の退職時の税務手続き

従業員や役員が退職する時に必要となる事務的な手続きは次のとおりです。

(1) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の発行

退職金等(退職により勤務先から受ける退職手当の他一定のものをいいます。)を支払う者は退職の日以後1ヶ月以内に[退職所得の源泉徴収票・特別徴収票](#)を退職者に発行します。なお、法人がその役員に対して退職金等を支払った場合には、その源泉徴収票を翌年1月末までに税務署に提出しなければなりません。ただし、死亡退職により退職金等を支払った場合は、源泉徴収票に代わり[退職手当金等受給者別支払調書](#)を提出することになります。

(2) 退職所得の受給に関する申告書の提出

退職金等を支払う者は、退職者から[退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書](#)の提出を受けるのが一般的です。この申告書の提出がある場合には速算表に基づき5%~45%の超過累進税率により所得税の源泉徴収が行われますが、提出がない場合には20.42%の税率で源泉徴収が行われます。また死亡退職を理由に支払われる退職金等で相続税の課税対象となるものについては源泉徴収の必要はありません。

(3) 住民税の特別徴収

退職金等を支払う者は、所得税のほか10%の税率により計算した住民税を源泉徴収する必要があります。また、給与から住民税を特別徴収している者が退職した時は、[特別徴収に係る給与所得者異動届出書](#)を市区町村に提出する必要があります。

なお、給与から住民税を特別徴収されている退職者については、退職後の住民税について本人が納付書を使って納める普通徴収か、最後の給与から一括して特別徴収するか選択することになります。ただし、その年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合、最後の給与から一括して特別徴収する方法しか選択できない点に注意が必要です。

2. 退職所得の計算

(1) 退職所得の計算

退職所得の金額は次の算式により計算します。

$$(\text{退職金等の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$$

(2) 退職所得控除額

退職所得控除額は下表に基づき計算されます。なお、前年以前に退職金を受け取ったことがある時や同一年中に2ヶ所以上から退職金を受け取る時の控除額は下表とは異なる点に注意が必要です。なお勤続年数については1年に満たない期間があるときは1年に切り上げて計算されます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(3) 短期退職者の注意点

会社の役員、国会議員や国会公務員などの一定の人でその役職の勤続年数が5年以下の人が支払いを受ける退職金等のうち、その5年以下の勤続年数に対応する部分の金額については、上記(1)の算式における“×1/2”を適用することは認められていません。

また税制改正により令和4年1月1日以後に退職金等を受けた場合には、勤続年数が5年以下である従業員が支払いを受ける退職金等について、退職金等から退職所得控除額をマイナスした額のうち300万円を超える部分についても“×1/2”の適用が認められないこととなります。